

2025年2月

お客さま 各位

飛驒信用組合

通帳・証書の法人代表者名等の表示終了について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

当組合では、2025年3月3日(月)より、法人等(団体、地方公共団体を含む。)のお客さまの通帳・証書記載名について、代表資格および代表者名の表示をしない取扱いに変更させていただきます。

つきましては、通帳・証書を繰越された際、法人名のための印字となりますので、何卒ご理解の程よろしくお願いたします。

なお、代表資格および代表者名の印字が必要なお客さまは、窓口までお申し出ください。

今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 払戻請求書、口座振替依頼書等のご提出いただく書類のおなまえ欄には、役職名・代表者名をご記入ください。
- 役職名・代表者名の変更手続き方法に変更はございません。役職名・代表者名に変更があった場合は、必要書類をご確認のうえ速やかにお届けいただきますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

お客さま相談室

電話番号：0120-36-4501

受付時間：平日9:00~17:30